

# モバイルルーターサービス対応端末販売規約

## 第1条（規約の適用）

1. 株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）はモバイルルーターサービス対応端末販売規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき、当社が提供する「モバイルルーターコース」「モバイルルーターオプション」（以下「モバイルルーターサービス」といいます。）の契約者と端末販売契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、対応端末機器（以下「本商品」といいます。）を販売します。
2. 当社は、契約者が本商品を購入したことをもって、本規約に同意したものとみなします。
3. 本規約の定めと、当社が別途定める会員規約及びその他の規約（以下総称して「当社規約」といいます。）の定めが異なる場合には、特別な定めがない限り、本規約が優先します。

## 第2条（規約の変更）

当社は、一定の予告期間において、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合には、契約者の利用条件その他本規約の内容は、変更後の本規約によります。

## 第3条（販売の条件）

1. 本契約は、モバイルルーターサービスの契約者のみに、当社から販売を行います。
2. 本商品は、モバイルルーターサービス1契約に対し1の本契約を締結します。
3. 本商品の価格・仕様・販売条件等は、別紙（端末価格表）によるものとします。

## 第4条（販売の承諾等）

1. 本契約は、当社所定の方法にて販売を希望する申し込みをする必要があります。ただし、かかる申し込みをする者が次のいずれかに該当する場合に、当社は販売の承諾を行わないあるいは取り消すことがあります。
  - (1) 申し込み及び登録内容に虚偽、誤記、未記入、記入漏れが判明した場合
  - (2) 過去に、当社が提供するサービスの利用について一時停止、強制解除、その他会員資格の取り消しが行われていたことが判明した場合
  - (3) 申し込みをする者が支払い情報として指定したクレジットカード情報または口座情報が、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により利用停止されている場合
  - (4) 申し込みをする者が過去に、当社が提供するサービスの利用料金等について、支払遅延、未納、滞納を行っていた場合。あるいは申込に際して必要なサービス料金の支払を行わなかった場合
  - (5) 申し込みをする者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申し込みに際して、親権者、後見人または代理権付与の審判がなされた補助人もしくは保佐人その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合
  - (6) サービス提供を行うことで、運営上、著しい支障をきたすと当社が判断した場合
  - (7) 連絡用に登録した連絡先やサービスを利用する住所・所在地に当社からの連絡がつかなかった、承諾通知が到達しなかった、あるいはモバイルルーターサービス利用に必要なSIMカードや端末機器の受領が確認できない場合。
  - (8) その他当社が不相当と判断した場合。

## 第5条（販売の成立）

端末機器の販売は、当社が前条1項に基づく申し込みを受け付け、当社所定の方法により承諾通知を発信し、かかる端末機器を契約者に送付した時に成立します。

## 第6条（支払い方法）

1. 本商品の料金は、モバイルルーターサービス料金の請求と併せて請求するものとし、支払い方法はモバイルルーターサービスの契約において登録されている支払い方法に準ずるものとします。

## 第7条（本商品の引き渡し）

1. 本商品の引渡しは、当社が定める手段によって送付することにより行います。
2. 本商品の引渡しは、モバイルルーターサービスの契約において契約住所として登録された場所に配送された時をもって引き渡しを完了するものとします。
3. 本商品等の配送先は、日本国内に限られます。

## 第8条（本商品の所有権）

本商品の所有権は、契約者が当社に本商品の代金の全額について支払いを完了した時点で、当社から契約者に移るものとします。

## 第9条（保証）

1. 本商品の交換は、物品の初期不良、当社の責に帰すべき事由による瑕疵、その他当社が別途認める場合に限り、行うことができます。その場合、送料は契約者が負担するものとします。
2. 契約者が前項に該当する通知を、本商品の引き渡し後、14日以内に行わなかった場合は、本商品は瑕疵および不足なく契約者に引き渡されたものとみなし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本商品の修理及び交換の受付先とその保証条件は、当社が別途定めた場合を除き、本商品に付帯する製造メーカーの保証書に記載された受付先とその保証条件によるものとします。
4. 天災事変、その他当社の故意または重大な過失が認められない事由による、本商品の引き渡しの遅延または不能となった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 本商品の引き渡し完了後に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の危険は契約者の負担とし、契約者は本契約に基づく債務を免れることはできないものとします。

## 第10条（禁止事項）

1. 本商品または添付、格納されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、転売、贈与、貸与、譲渡、その他当該プログラムに関する著作権その他権利を侵害する行為。

## 第11条（本契約の解除）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、契約者に対し通知のうえ、本契約を解除できるものとします。この場合において、当社は契約者に、当社の被った損害の賠償を請求できるものとします。
  - (1) 契約者が本規約に違反した場合
  - (2) 本商品の代金の支払いについて、当社が定めた支払期限を過ぎても、なお支払いを行わない場合
  - (3) 当社に登録した住所に本商品を配送したにもかかわらず、お客様の不在等により本商品の引渡が行えず、かつ、かかる配送の時から1週間経過してもなお、お客様から何らの連絡もない場合
2. 契約者は、契約者の都合による本契約の解除はできないものとします。
3. モバイルルーターサービス契約を解約した場合において、契約者が誤って本商品を当社に返却した場合は、当社は、一定の保管期間において、その本商品およびその他の物品等を廃棄することができるものとし、契約者は、かかる廃棄に対して予め異議なく承諾するものとします。
4. 契約者は、前項により契約が解除されたときに、本商品等が既に契約者に引き渡されていた場合、速やかに当社へ返却するものとします。その場合、送料は契約者が負担するものとします。

## 第12条（免責）

当社は、本商品に関連して契約者または他社が被る損害、損失、不利益について、本規約に定める他は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

## 第13条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

## 第14条（準拠法）

本規約及び利用規約等に関する準拠法は、日本法とします。

## 第15条（合意管轄）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付則

このモバイルルーターサービス対応端末販売規約は、2017年8月28日より有効となります。

## 別紙（端末価格表）

メーカー：Huawei  
機種名：Huawei E5577s  
販売価格：9,980 円（税抜）  
支払方法：一括払い

### 基本スペック

サイズ	幅：約 96.8 × 高さ：約 58 × 厚さ：約 17.3mm
ディスプレイサイズ	1.45 インチ TFT
重量	約 112g
電池容量	3,000mAh
SD カード	最大 32GB
同時接続可能台数	Wi-Fi 接続 10 台 / USB 接続 1 台
通信速度	LTE: 150Mbps Wi-Fi: 300Mbps
SIM カード	標準 SIM
連続通信時間	最大約 12 時間
連続待受時間	最大約 600 時間
本体付属品	本体充電用 AC アダプター/充電用 USB ケーブル
対応 OS	Windows Vista® SP1 以降 Mac OS 10.7 以降

### 通信規格

FDD LTE：B1, B3, B5, B7, B8, B19, B20  
対応周波数 WCDMA：B1, B2, B5, B6, B8, B19  
GSM：850, 900, 1800, 1900MHz  
Wi-Fi 規格 IEEE802.11 a/b/g/n (2.4G/5GHz)

※注文後、メーカーから取寄せとなります。メーカーの在庫がないあるいは販売終了後は、代替商品になり、価格や仕様が変更となる場合がございます。予めご了承ください。